４　ＤＭＥ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送電力（キロワット）	空中線コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
			周波数（メガヘルツ）					
（略）								
小豆上欄にＤＭＥ同じ		N34°31′ E134°16′ 香川県小豆郡小豆島町	1,178	3°	なし	ＳＴＤ24時間	平成６年７月21日	なし
（略）								

附　則

この告示は、令和八年一月二十二日から施行する。

○防衛省告示第二百八十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(オ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

(キ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ク)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒